

# 研究費不正使用の防止について

## ～取引業者のみなさまへのお願い～

大阪教育大学公的研究費不正防止計画推進室

## はじめに

今なお、いくつかの大学において公的研究費の不正使用が発覚するなど、大学の信用を失墜し、国民の信頼と負託を大きく損なう事案が発生しています。公的研究費の不正使用は「犯罪」です。

大阪教育大学では、公的研究費の不正使用防止に向けて誠実に取り組み、「不正使用をしない、起こさない」教育研究環境の構築を目指しております。

研究費の不正使用事案には、取引業者が加担する事案も多く存在します。今後、不正使用防止に向け厳格に取り組んでいきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

# 1 競争的資金の不正使用事例

研究機関名	発覚年度	対象年度	不正な使用の概要
北海道大学	平成25年度	平成16年度～平成22年度	架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また、うち1名は、一部を私用物品の購入費に充てていた。
京都大学	平成25年度	平成14年度、平成16年度及び平成17年度	架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、うち1名は、一部について科学研究費補助金の課題と関係のない私的な研究活動に充てていた。
昭和女子大学	平成25年度	平成18年度、平成21年度及び平成22年度	架空発注により分析費用を支出したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させていた。また、過去に購入した消耗品の支払いに充てるために、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせた。
中央大学	平成25年度	平成15年度、平成17年度及び平成18年度	他の経費で購入した研究装置代金の不足額の一部に充てるために、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学から架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせた。また、請求書の品名と異なる物品を業者に納品させていた。
松本歯科大学	平成24年度	平成15年度～平成18年度	架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。
千葉工業大学	平成24年度	平成19年度及び平成20年度	業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていた。また、過去に購入した消耗品の支払いに充てるために、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせた。
滋賀医科大学	平成24年度	平成18年度及び平成20年度～平成22年度	架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって不正(不当)に旅費の支給を受けていた。
早稲田大学	平成24年度	平成15年度及び平成16年度	架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。

## 2 研究費の不正使用とは？

公的研究費の不正使用とは「実体を伴わない虚偽の書類(架空取引・架空請求)を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為」です

### 【預け金】

取引業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を取引業者に管理させる行為

### 【書類の書換え(差換え, 品替え, 品転)】

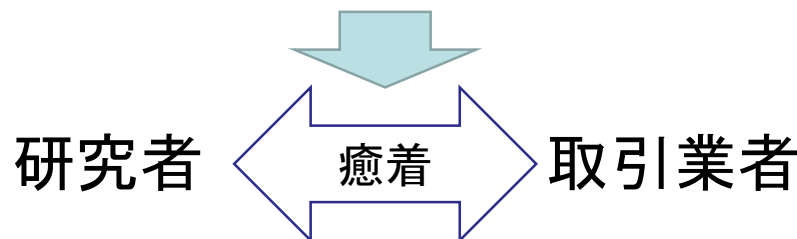
取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

### 【期ずれ】

過年度に納品となっている物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為

### 【その他】

上記の方法以外により、虚偽の書類を作成し、不正に支払いを受ける行為



### 3 不正使用を行った場合の対応と影響

#### ■ 大阪教育大学で不正使用が発生した場合・・・

#### ○ 大学全体の信用が失墜します。

##### 【不正発覚時の信用失墜について】

- 国民の貴重な税金を原資とする不正は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることとなります。
  - ・ 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
  - ・ 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

#### ○ 不正認定の場合、研究費の返還や文部科学省から体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティーが科せられます。

### 3 不正使用を行った場合の対応と影響

#### ■ 研究者に対する措置

##### 【機関による措置】

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・嚴重注意等の指導監督措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

##### 【配分機関（文部科学省等）による措置】

- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還（自らの弁償責任）。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格の制限。
- 研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表

### 3 不正使用を行った場合の対応と影響

#### ■ 取引業者に対する処分

- 取引業者が架空請求や預け金、品名替えなど、公的研究費の不正使用に関わる取引に関与した場合は本学の規定により1ヶ月以上9ヶ月以内の期間、取引停止等の措置を講じます。  
(極めて悪質な事由、又は極めて重大な結果を生じさせた事案の場合は、9ヶ月を超える期間、取引停止等の措置を講ずる場合があります。)
- 取引停止等の措置を講じた場合は、その内容を**文部科学省**、**全国の国立大学法人等に公表**いたします。

## 4 「研究費不正使用」に関するガイドラインの改正

平成19年2月15日にガイドラインを制定，制定後も研究費の不正使用が後を絶たず，社会問題として大きく取り上げられている



### 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正 (平成26年2月18日文部科学大臣決定)

(改正の概要) ※組織の管理責任の明確化と現行基準の具体化・明確化

1. 機関内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
  - (ア) ルールの明確化・統一化
  - (イ) 職務権限の明確化
  - (ウ) 関係者の意識向上
  - (エ) 告発等の取り扱いに関する規程の整備及び運用の透明化
3. 不正防止計画の策定・実施
4. **研究費の適正な運営・管理活動**
5. 情報発信・共有化の推進
6. **モニタリングの実施の在り方**
7. 不適切使用発覚後の調査実施，文部科学省・配分機関への報告



## 4 「研究費不正使用」に関するガイドラインの改正

### ■ 研究費の適正な運営・管理活動（現行基準の具体化・明確化）

#### □ 新たにガイドラインで要請する事項

- ◎ 予算の執行状況（執行の時期や取引業者の偏りなど）を確認。
- ◎ **取引業者から誓約書の提出**を求めるなどの癒着を防止する対策を講じる。
- ◎ 発注・検収業務や謝金支給者の勤務状況確認等の雇用管理業務については、原則として、事務部門が実施する。
- ◎ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
- ◎ 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- ◎ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

## 4 「研究費不正使用」に関するガイドラインの改正

### ■ モニタリングの在り方

ガイドラインでは、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに、研究者の協力の下、リスクアプローチ監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることを求めている。



#### 【現在実施している監査】

- 科研費，受託事業，受託研究における執行状況や物品の現物確認などの会計監査
- 附属学校園預り金における執行確認監査（大学，監査法人双方で）
- 少額備品の現物確認 など

#### 【リスクアプローチ監査の実施例】

- 研究者の一部を対象に，当該研究者の旅費を一定期間分抽出して出張の目的や概要などについて抜き打ちでヒアリングを行う。
- 謝金支給者の一部を対象に勤務実態などについてヒアリングや勤務実態の直接確認を行う。
- 納品後の物品等の現物確認。
- 取引業者の帳簿（債務残高）との突合。

## 5 「研究費不正使用」を未然に防ぐには

- 米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

### 不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

(例)研究費を自由に使いたい。

### 不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。

(例)研究目的の言葉に逆らえない。

動機 機会

正当化

### 自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

(例)研究のために少々の不正は仕方がない。ほかでもやっていること。

## 6 公的研究費の不正使用の通報窓口

不正使用は、納品検収体制、リスクアプローチ監査などの不正防止対策、更には税務調査、会計検査院の検査、通報告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚するものです。また、隠蔽を伴うことによって、発覚が遅れば遅れるほど発覚時には取り返しのつかない大きなリスクとなって顕在化します。

本学教職員から架空発注や虚偽の書類の作成、不正と思われる取引の相談、要請等があった場合は、速やかに不正使用等に関する「通報窓口」に連絡してください。

### ■ 大阪教育大学監査室（事務局棟2階 財務課内）

TEL : 072-978-3251

FAX : 072-978-3263

E-mail : fusei@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

# 最後に

- ★ 公的研究費の不正使用があった場合の代償は、大学、研究者本人、取引業者にとって、非常に大きなダメージとなります。
- ★ 不正使用防止は大学、研究者、取引業者の認識と実践なくしては達成できないことですので、公的研究費の不正使用が起きないような環境づくりへの取り組みをお願いし、引き続き、大学との良好な取引関係を続けていけるよう、ご理解とご協力をお願いします。
- ★ 本学における「公的研究費の適正管理」の体制は、大学HP〈ホーム〉内の「公的研究費の適正管理」からご覧いただけます。

<http://osaka-kyoiku.ac.jp/university/zaimu/fuseiboushi/>